

【景観形成重点地区：本町通りエリア景観誘導基準の事前チェックシート 1/2】

景観形成の方針	1. 志木駅から志木市庁舎・いろは親水公園までをつなぐ一体的なまちなみを創出する。 2. 歴史文化の特徴を活かしたまちなみを創出する。 3. ゆとりのある住環境を創出する。
---------	--

本エリアは、道路と建物の間にゆとりある効果的に滞在できる半公共空間を、ファニチャーやみどりによって、おもてなし空間として創出していきます。また、歴史的な建造物を活かし、商家のまちなみの復元や、小庇のある趣のある景観を創出し、落ち着きある雰囲気醸し出していきます。

項目	自己診断			工夫や配慮を求める基準	市審査 適否	景観形 成方針
	適	不適	非該当		適	番号
1. 建築物・工作物	☐	☐	☐	○1 敷地内における建築位置は、道路等からできる限り壁面を後退させ、周囲に与える圧迫感の軽減に努めるとともに、まちなみにゆとりを与えるよう努めた。	☐	1. 2. 3
	☐	☐	☐	○2 金属やハーフミラーなど、光を強く反射する材料を外壁に均一に使用していない。	☐	1. 3
	☐	☐	☐	○3 道路に対して生け垣を設ける場合は、建築物及び周囲の景観との調和に配慮するとともに、歩行者に対して圧迫感や閉塞感を与えないよう努めた。	☐	1. 3
	☐	☐	☐	○4 建築材料は、汚れが目立ちにくく、色あせの少ないものを使用するよう努めた。	☐	3
	☐	☐	☐	○5 アンテナ類は景観に配慮しつつ、可能な限り共有化を図った。	☐	1. 2
	☐	☐	☐	○6 長大な壁面は単調とならないよう、色彩やデザインを工夫した。	☐	1. 2. 3
	☐	☐	☐	○7 駐車スペースに緑化ブロックを用いる等、敷地内の緑化に努めた。	☐	1. 3
2. 屋外広告物	☐	☐	☐	○1 歴史的景観の資源に特段に配慮した表示、掲出とし、まとまりのあるまちなみの形成に努め、周辺看板の高さ、位置にも配慮した。	☐	1. 2. 3
	☐	☐	☐	○2 良好な沿道景観を形成するため、歩行者や車窓からの見え方に配慮し、規模はできるだけ最小限に抑えた。	☐	1. 3
	☐	☐	☐	○3 歴史的な地域特性を踏まえ、節度と風格あるものとし、奇抜な形態や原色に近い色彩、点滅する照明等による広告は避け、色彩については、同エリアの色彩の制限基準に配慮した。	☐	1. 2
	☐	☐	☐	○4 なるべく集約し、すっきりとしたまちなみづくりに努めた。	☐	1. 3
	☐	☐	☐	○5 周辺の住環境や交通環境、生態系等に対して光害とならないよう努めた。	☐	1. 3
	☐	☐	☐	○6 光源の種類や照明方法、明るさ等について十分に検討し、照明の目的や周辺の景観特性にあったものとなるよう努めた。	☐	1. 3

【景観形成重点地区：本町通りエリア景観誘導基準の事前チェックシート 2/2】

景観形成配慮事項

※上記事前チェックシートの工夫や配慮を求める基準がどの項目に配慮したかわかるように番号も記載してください。また、上記項目以外にも配慮した事項がある場合は自由に記入してください。

行為地周辺の状況 ・ 景観特性	建物状況（戸建て・集合住宅、店舗等）、色彩、デザインなど周辺の景観状況が分かるよう、記述してください。
具体的な配慮又は工夫の内容	周辺の景観との調和を図るために、配慮した要素・素材・色彩・デザインの工夫などを記述してください。

・志木景観形成ゾーンの色彩基準

【制限される色彩】

色相	明度	彩度
7.5R から 7.5Y	—	6 を超える
7.5RP から 7.5R（7.5R は含まない） 7.5Y から 7.5GY（7.5Y は含まない）	—	4 を超える
7.5GY から 7.5RP （7.5GY 及び 7.5RP は含まない）	—	2 を超える

※アクセント色として、建築物等の壁または屋根の各面（透明なガラス面を除く）、屋外広告物の 1/10 を超えない範囲で制限色を使用することができる。